

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人と同居していた亡A（以下「被災者」という。）は、B会社（以下「事業場」という。）に所属し、解体工として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社を元請とする解体工事現場において、トラックの荷台に上り、廃材の積込み作業をしていたところ、荷台から転落して頭部を強打し、同日、死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因：「中枢性呼吸麻痺」、中枢性呼吸麻痺の原因：「頭蓋内気腫」、頭蓋内気腫の原因：「頭蓋骨骨折」、「頭蓋骨骨折」の原因：「頭部打撲」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであり、請求人は遺族補償年金の受給権者であるとして、監督署長に遺族補償年金を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとしたものの、請求人は被災者の死亡時に被災者と婚姻関係がなく、遺族補償年金の受給権者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が遺族補償年金の受給権者に該当すると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第16条の2第1項は、遺族補償年金を受けることができる遺族は、「労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの」と規定し、同項ただし書において、同条における妻には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」も含まれる旨規定している。「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」とは、いわゆる内縁関係にあった者を指すものであるところ、当審査会においては、当事者間に内縁関係にあったか否かは、双方に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、また、当該事実関係が客観的に存在していたか否かという視点から判断されるべきものであり、その解釈には厳格性が求められ、当該事実に係る社会的ないし第三者の肯認が認められることを要するものであると考える。

(2) そこで検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、被災者と約〇年〇か月間、請求人の両親宅において被災者と生活していたものであり、その際の生計費の支弁については、一件記録からは明らかでないものの、被災者の実母の申述及び請求人の申述からみて、請求人が被災者の給料を管理し、同居していた請求人の両親とは一定独立した形で生活していたものと認められる。もっとも、請求人は、家賃や光熱費の

一部として月額〇円を請求人の両親に渡していた旨述べているところ、同額が被災者の居住費の支弁であったのか、真に請求人と被災者の生計費を同居する請求人両親の生活費と分別する意図を持ったものであったかは確定し得ない。

イ 被災者との婚姻意思について、請求人は、「結婚の話はでていました。一緒に住む前から籍入れようという話はしていました。しかし、まだ若いという理由で入籍はしていませんでした。平成〇年〇月〇日で付き合い〇年の記念日を迎えるはずでしたので、このときに籍を入れようかという話をした。このときは式を挙げず写真だけ撮りに行こうという話をしていました。」「結婚届については、被災者と話し合いをしましたが、いつ届けるかの具体的な話はしていませんでした。」と述べているところ、請求人の母は、「請求人、被災者にそろそろ籍を入れたらという話はした。」と述べるも、「被災者から結婚したいという正式な挨拶は受けたことがない。」旨述べている。さらに、Eは、「被災者は早く入籍したいと言っていたが、請求人はすぐに入籍することには慎重な意見であった。」旨述べており、請求人及び被災者双方において、被災当時、確定的に婚姻の意思があったとは断定できないといわざるを得ない。

もともと、Eは、「請求人と被災者の関係については、入籍こそしていないものの、夫婦であると思っていた。」旨述べ、事業場同僚Fは、「被災者から、〇、〇年前から請求人とそろそろ入籍しようと思うとか、もうじき運転免許が取得できるようになるので、結婚してもやっていけると思うという話をした。」旨述べていることから、当事者間で婚姻したいと思っていたとしても、経済的な問題など様々な事情から、婚姻に至ることをためらった可能性もある。

当審査会としては、内縁関係にあったとするためには、社会的ないし第三者の肯認が認められることが必要であるとの視点から、請求人及び被災者の周辺において、両名が夫婦として共同生活をしていたといえる客観的な事実が認められるか否かを精査したが、G社長及びHも、「請求人から被災者を妻として紹介されたことはなく、請求人の扶養についても相談を受けたことはない。」旨述べており、請求人は事業場の税や社会保険の関係において、事実上の婚姻関係にあったものとしては取り扱われていないことが認められ、

その他兩名が夫婦としての共同生活をしていたことを証言する者もないことから、第三者がこれを肯認していたとは判断できないものである。さらに、請求人の母は、「被災者が請求人を自分の妻として紹介している人はいません。」と述べ、請求人自身も、「被災者が私を婚約者や妻として紹介した人はいません。」、「私の家の近くでも結婚していると思っている人がいます。たまに会う人で、祖父の知り合いだったりという程度で名前までは知りません。その時には、『違うよ。一緒に住んでいるだけ』と返事をしていました。」と述べていた事実を勘案すると、被災者と請求人との間において、社会通念上夫婦の共同生活と認められる関係が客観的に存在していたとまではいえないものと判断せざるを得ない。

(3) 以上を総合すると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人が、遺族補償年金を受給する立場となり得る、被災者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるということとはできないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。